



「障がい者への合理的配慮の提供の義務化」

令和6年4月1日より障害者差別解消法が改正されます。

これまで、障がい者に対する合理的配慮の提供義務は国や地方公共団体などに法的に義務付けされてきましたが、これからは民間事業者にも法的義務が課せられます。(これまでは努力義務)
具体的には障がいを理由として、次のような行為が禁じられます。

(1) 不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例えば、

- ・障がいがあることを理由に、スポーツクラブや習い事の講座に入会できない。
- ・障がいがあることを理由に、アパートを貸してもらえない。
- ・車いすを利用していることを理由に、レストランなどの入店が断られる。などです。

(2) 合理的配慮の不提供

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過度な負担でないにもかかわらず「社会的障壁」(障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような事物・制度・慣行・観念など)を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことをいいます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合は、差別に当たります。

例えば、

- ・聴覚障がいがあることを伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられない。
- ・視覚障がいがあることを伝えたのに、「これ」「そこ」というような説明しかなされない。などです。

ただし、合理的配慮の提供が求められるのは、事業者にとって障がい者から要求された対応の実施に伴う負担が過重でないときに限られ、過重な負担とならない代替策をとることで合理的配慮の提供義務に違反しないようになります。合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

障がい者の社会参加を促すには、社会の障壁を取り除かないといけません。改正法の必要性を皆で考えるときともに、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくっていききたいですね。

(熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」令和6年度4月号より)

しょうがっこうが ベつべつになった
短いメッセージ まあくん おてがみかいたら おへんじくれた

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 田迎西小学校1年 ぬるゆそうまん(令和5年度の作品より)